

表 鹿児島県による想定地震等の概要（想定地震等の位置）

平成 25 年 3 月（鹿児島県地震等災害被害予測調査）

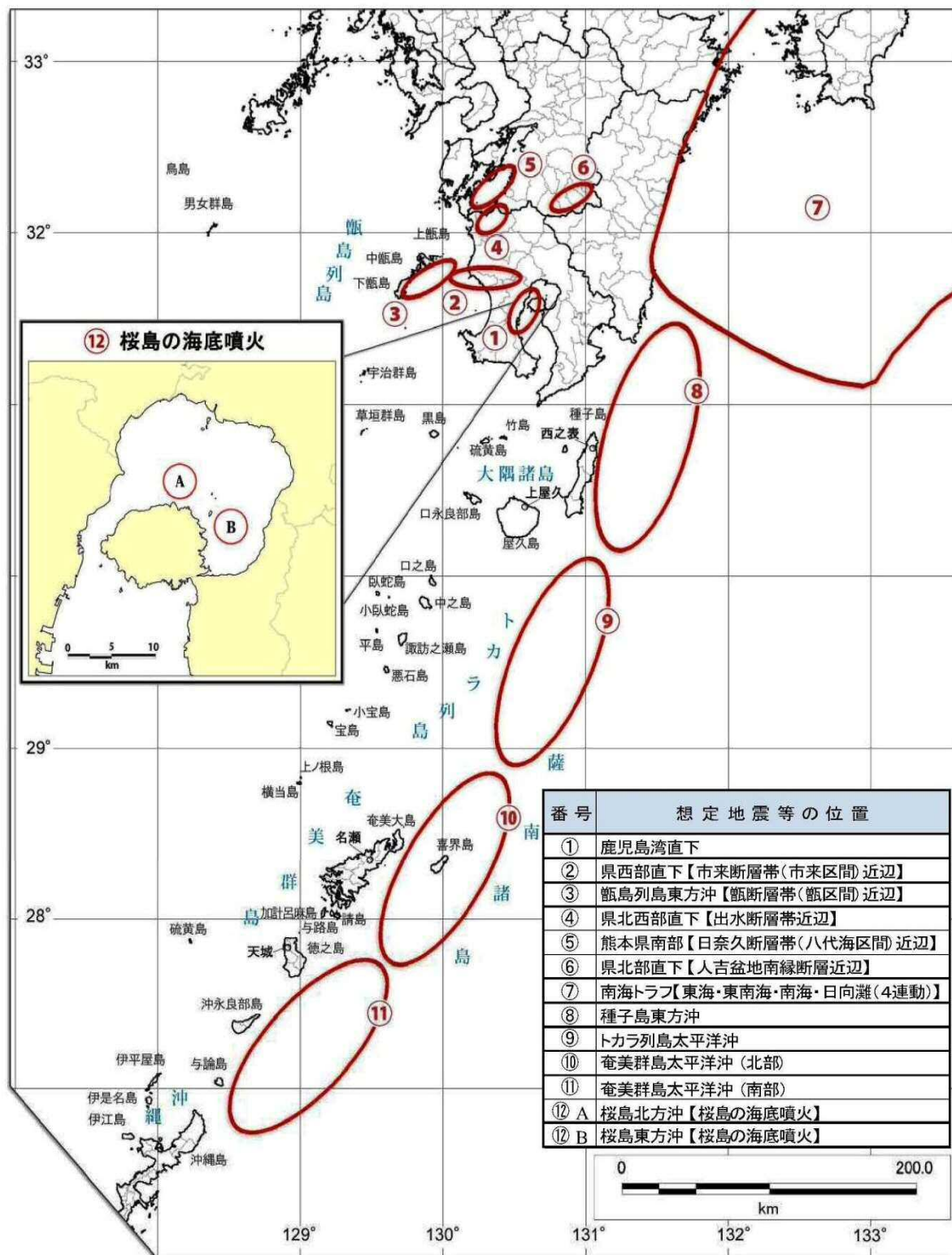


表 震度分布

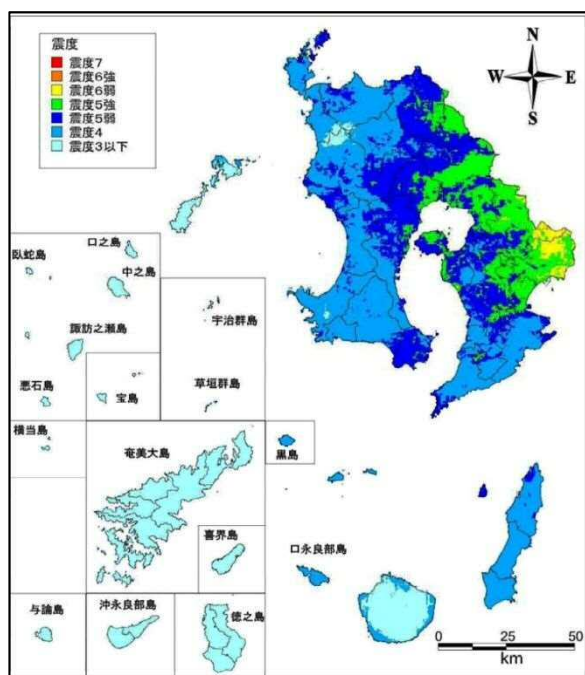
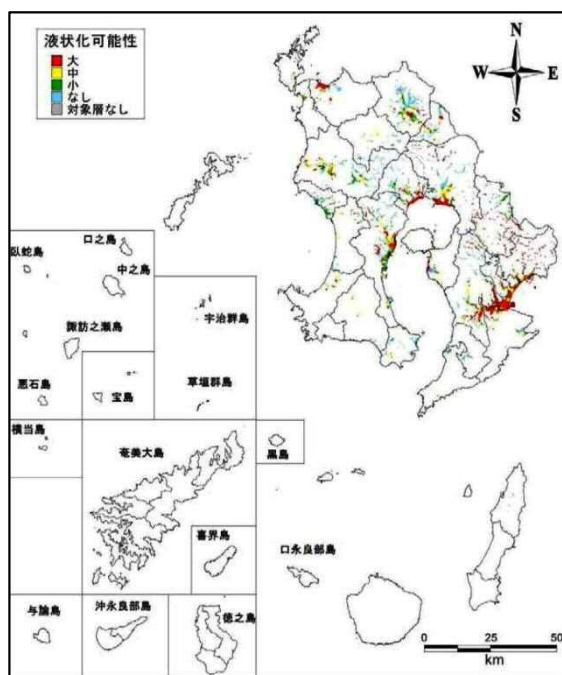


表 液状化分布図



平成 25 年 3 月（鹿児島県地震等災害被害予測調査）

①本市の最大被害想定

◆建物等被害数

○全壊・焼失棟数【最大風速】

想定地震等	季節・時刻	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計	堤防の機能不全による増分
南海トラフ	冬 18 時	730	70	10	1,200	10	2,000	20

○半壊棟数【最大風速】

想定地震等	季節・時刻	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	合計	堤防の機能不全による増分
南海トラフ	冬 18 時	2,900	3,500	50	440	6,900	60

○ブロック塀等倒壊件数

想定地震等	塀件数				倒壊件数			
	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計
種子島東方沖	2,800	620	630	4,100	520	320	110	950

○自動販売機転倒台数

想定地震等	自動販売機台数	自動販売機転倒台数
種子島東方沖	1,300	20

○屋外落下物発生建物数

想定地震等	建物落下物が想定される建物棟数	建物落下物が生じる建物棟数
種子島東方沖	760	200

◆人的等被害数

○死者数【最大風速、早期避難率低】

想定地震等	季節・時刻	建物倒壊	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機等の転等、屋外落下物	合計	堤防の機能不全による増分
南海トラフ	夏 12 時	—	—	680	—	—	680	10

○負傷者数【最大風速、早期避難率低】

想定地震等	季節・時刻	建物倒壊	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機等の転等、屋外落下物	合計	堤防の機能不全による増分
種子島東方沖	冬深夜	570	—	80	—	—	660	0

○重傷者数【最大風速、早期避難率低】

想定地震等	季節・時刻	建物倒壊	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機等の転等、屋外落下物	合計	堤防の機能不全による増分
種子島東方沖	冬深夜	320	—	30	—	—	350	0

○揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者数）

想定地震等	季節・時刻	揺れによる建物被害に伴う要救助者数
種子島東方沖	冬深夜	60

○津波被害に伴う要救助者数・要検索者数

想定地震等	季節・時刻	要救助者数	要検索者数
南海トラフ	夏 12 時	660	810

◆ライフライン等被害数

○上水道被害（断水人口）【最大風速】

想定地震等	季節・時刻	給水人口	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災一か月後	
			断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)
種子島東方沖	冬 18 時	33,800	17,800	53	16,700	50	11,000	33	1,600	5

○電力被害（停電軒数）【最大風速】

想定地震等	季節・時刻	電灯軒数	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災一か月後	
			停電軒数(軒)	停電率(%)	停電軒数(軒)	停電率(%)	停電軒数(軒)	停電率(%)	停電軒数(軒)	停電率(%)
種子島東方沖	冬 18 時	19,500	480	2	180	1	30	—	10	—

○通信被害（固定電話不通回線数）【最大風速】

想定地震等	季節・時刻	回線数	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災一か月後	
			不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)
種子島東方沖	冬 18時		550	5	10	—	—	—	—	—

○通信被害（携帯電話不通回線数）【最大風速】

想定地震等	季節・時刻		被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災一か月後	
			停波基地局 率 (%)	不通ランク	停波基地局 率 (%)	不通ランク	停波基地局 率 (%)	不通ランク	停波基地局 率 (%)	不通ランク
種子島東方沖	冬 18時		7	—	1	—	—	—	—	—

○ガス被害（供給停止戸数）【最大風速】

想定地震等	季節・時刻	復旧対象需 要家数(戸)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災一か月後	
			供給停止戸 数(戸)	供給停止率 (%)	供給停止戸 数(戸)	供給停止率 (%)	供給停止戸 数(戸)	供給停止率 (%)	供給停止戸 数(戸)	供給停止率 (%)
南海トラフ	冬 18時	80	80	100	100	0	0	0	0	0

○道路施設被害箇所数

想定地震等	津波浸水域	津波浸水域外	合計
種子島東方沖	—	60	60

○鉄道施設被害箇所数

想定地震等	在来線等		合計
	津波浸水域	津波浸水域外	
種子島東方沖	0	20	20

○港湾・漁港係留施設被害箇所数

想定地震等	岸壁		その他係留施設	
	岸壁数	被害箇所数	その他係留施設	被害箇所数
種子島東方沖	20	0	20	—

○被災防波堤延長

想定地震等	防波堤延長 (m)	被災防波堤延長 (m)
南海トラフ	6,500	320

第2部 地震災害予防**1 地震災害に強い施設等の整備**

被害の軽減を図るため、各種防災事業を推進し、被害の未然防止、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備する等、地震災害に強い施設等の整備に係る対策を定めています。

- 土砂災害・液状化等の防止対策の推進
- 防災構造化の推進
- 建築物災害の防災対策の推進（耐震診断・改修の促進等）
- 公共施設の災害防止対策の推進
- 危険物災害等の防止対策の推進
- 地震防災緊急事業五箇年計画の推進
- 地震防災研究の推進

2 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え

迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等の整備について定めています。

- 防災組織の整備
- 通信・広報体制（機器等）の整備
- 地震等観測体制の整備
- 消防体制の整備
- 避難体制の整備【別紙：（避難指示等一覧（3類型））】
- 救助・救急体制の整備
- 交通確保体制の整備
- 輸送体制の整備
- 医療体制の整備
- その他の震災応急対策事前措置体制の整備
- 複合災害対策体制の整備

**3 市民の防災活動の促進**

平素より、市民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、市民の防災意識向上と対応能力の強化促進等について定めています。

- 防災知識の普及啓発
- 防災訓練の効果的実施
- 自主防災組織の育成強化
- 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
- 防災ボランティアの育成強化
- 企業防災の促進
- 要配慮者の安全確保

第3部 地震災害応急対策**1 活動体制の確立**

災害応急対策を効果的に実施するため、市は応急活動体制を確立し、また、地域だけでは対処しえない事態において、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制の確立について対策を定めています。

- 応急活動体制の確立【別紙：災害警戒本部・災害対策本部】
- 情報伝達体制の確立
- 災害救助法の適用及び運用
- 広域応援体制
- 自衛隊の災害派遣
- 技術者、技能者及び労働者の確保



- | | |
|-------------|---------|
| ○ボランティアとの連携 | ○災害警備体制 |
|-------------|---------|

2 初動期の応急対策

発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策について定めています。

- | | | |
|----------------|------------------|-----------|
| ○地震情報等の収集・伝達 | ○災害情報・被害情報の収集・伝達 | |
| ○広報 | ○消防活動 | ○危険物の保安対策 |
| ○水防・土砂災害等の防止対策 | ○避難の勧告・指示、誘導 | |
| ○救助・救急 | ○交通確保・規制 | ○緊急輸送 |
| ○医療・助産・メンタルケア | ○要配慮者への緊急支援 | |

3 事態安定期の応急対策

状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施し、また、大規模な地震災害時には、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などの事態安定期の応急対策について定めています。

- | | | |
|----------------------|---------------|---------|
| ○避難所の運営【別紙：避難場所等】 | ○食料の供給 | ○応急給水 |
| ○生活必需品の給与 | ○感染症予防対策 | ○動物保護対策 |
| ○し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 | | |
| ○行方不明者の搜索、遺体の処理等 | ○住宅の供給確保 | ○文教対策 |
| ○義援物資等の取扱 | ○農林水産業災害の応急対策 | |



4 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上水道、農業集落排水施設、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び鉄道等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、このような社会基盤の応急対策について定めています。

- | | | |
|-------------------|--------------|-------------|
| ○電力施設の応急対策 | ○ガス施設の応急対策 | ○上水道施設の応急対策 |
| ○農業集落排水施設の応急対策 | ○電気通信施設の応急対策 | |
| ○道路・河川等の公共施設の応急対策 | ○鉄道施設の応急対策 | |

第4部 地震災害復旧・復興

1 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、市民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であり、その災害復旧に係る対策、また、被災者の早急な生活再建は、災害からの復興を図る上で不可欠であるため、生活資金等に係る対策について定めています。

○公共土木施設等の災害復旧事業等の推進 ○激甚災害の指定



2 被災者の災害復旧・復興支援

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援について定めています。

○被災者の生活確保 ○被災者への融資措置

《津波災害対策編》

津波災害対策編の中で、一般災害対策編と同様の内容については、一般災害対策編を準用することとしています。

第1部 総則

1 基本方針



(1) 総合的な防災計画の作成

志布志市で発生する可能性のある風水害や震災をはじめとした各種の災害や事故、又は複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、**災害を未然に防ぐための災害予防の対策、災害が発生した場合に被害を最小限に抑制するための災害応急の対策、災害発生後の復旧・復興の対策等を備えた総合的な計画とする。**

(2) 防災体制の充実

災害発生時における初動体制を中心に、市災害対策本部の機能をハード及びソフト両面にわたり強化するとともに、各防災関係機関を含めた役割を明示することにより、**情報、避難、医療、備蓄、輸送、ライフラインの確保、応援要請等、効果的な各種応急対策が円滑に実施されるよう、市の防災体制の充実を図る。**

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせる災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(3) 要配慮者への配慮

近年の各地で発生している災害においては、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、身体障害者や情報の理解が困難な外国人等、要配慮者の被害が多く見受けられる。**計画では、情報提供や避難誘導等、これらの要配慮者の安全確保に関する対策や配慮の充実を図る。**

(4) 地域防災力の向上

「自らの命は自ら守る」、みんなの命はみんなでする」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、市民や事業所等による自主備蓄などの事前の備えや防災意識の高揚とともに、災害発生における消火・人命救出活動等へ協力を促すほか、地域の自主防災組織やボランティアの育成を強化するなど、**自助・共助・公助による地域防災力の向上を図る計画とする。**

(5) 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢

者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し、市民の生活安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

2 防災関連機関の業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者のそれぞれが災害に際して処理すべき事務又は業務の大綱について定めています。

3 市民及び事業所の基本的責務

市民、事業所等が平常時及び災害発生時に実施が必要となる事項について定めています。

4 市の地域特性及び災害特性

平成 24 年 8 月発表された南海トラフの巨大地震検討会等による想定や県地震等災害被害予測調査等の想定等を記載しています。

- ・(国) 南海トラフ巨大地震・・・最大震度 6 弱の揺れと最大津波高 7 メートルの津波発生、及び沿岸部を中心に液状化の危険性が指摘されています。
- ・(県) 南海トラフ巨大地震・・・最大震度 6 強の揺れと最大津波高 6.41 メートルの津波発生し、沿岸部を中心に液状化の危険性が指摘されています。

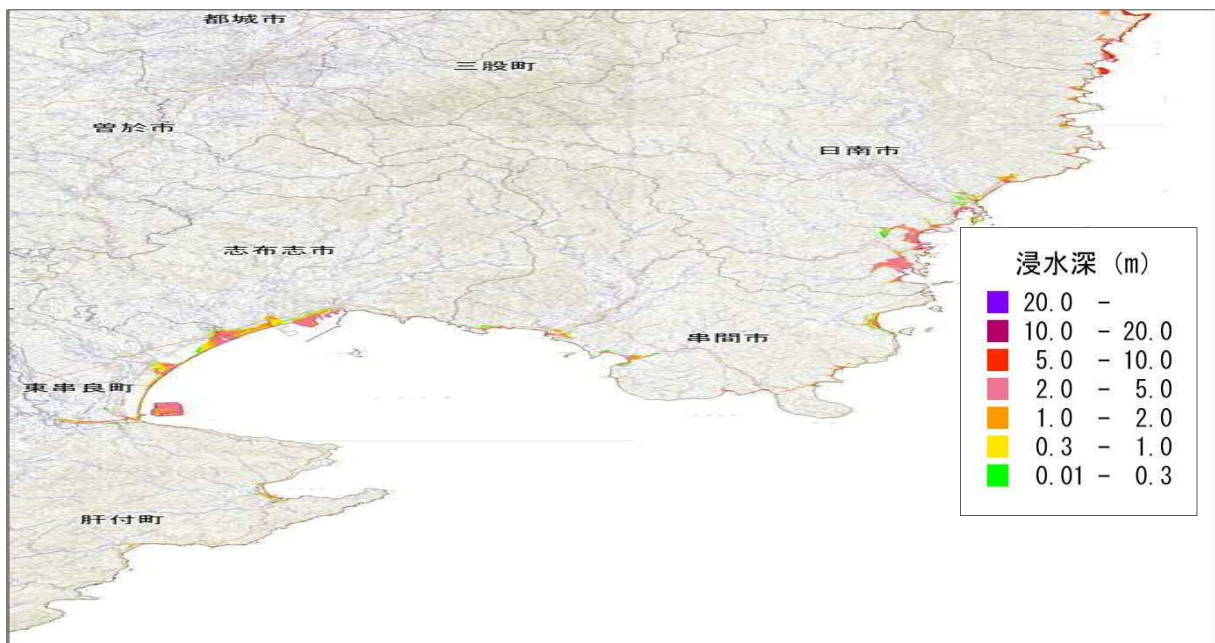
5 災害の想定

(1) 南海トラフの巨大地震モデル検討会による想定地震の概要

平成 24 年 8 月に発表された南海トラフの巨大地震検討会等による浸水深分布図等を掲載しています。

表 浸水深分布図

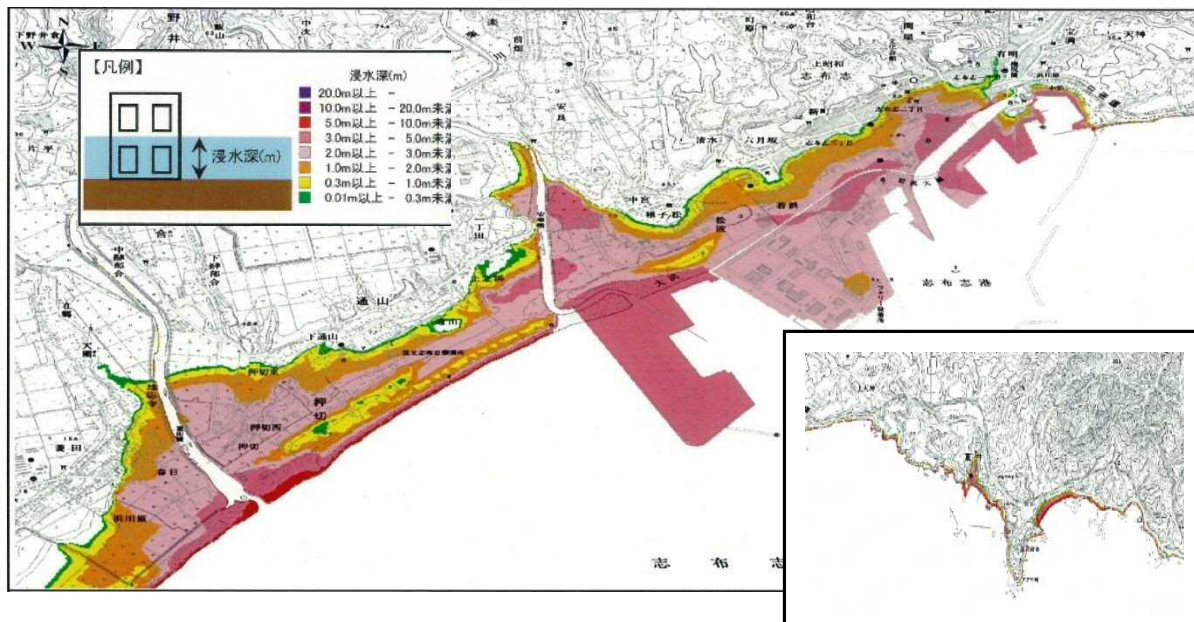
平成 24 年 8 月 (南海トラフの巨大地震モデル検討会)



(2) 県地震等災害被害予測調査による想定津波の概要

平成 25 年 3 月に発表された県地震等災害被害予測調査等による浸水深分布図等を掲載しています。

表 浸水深分布図 平成 25 年 3 月（鹿児島県地震等災害被害予測調査）



第2部 津波災害予防

1 津波災害予防の基本的な考え方

科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進します。

○津波災害予防の考え方



2 津波災害に強い施設等の整備

被害の軽減を図るため、各種防災事業を推進し、被害の未然防止、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことを基本とし、津波災害に強い施設等の整備に係る対策を定めています。

- 津波災害防止対策の推進
- 土砂災害・液状化等の防止対策の推進
- 防災構造化の推進
- 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・改修の促進等）
- 公共施設の災害防止対策の推進
- 危険物災害等の防止対策の推進
- 津波防災研究等の推進

3 迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え

迅速かつ円滑な津波災害応急対策を実施するため、事前に応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備し、また、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大

かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態の発生に係る対策を定めています。

- 防災組織の整備
- 通信・広報体制（機器等）の整備
- 津波観測体制の整備
- 消防体制の整備
- 避難体制の整備【別紙：（避難指示等一覧（3類型））】
- 救助・救急体制の整備
- 交通確保体制の整備
- 輸送体制の整備
- 医療体制の整備
- その他の津波応急対策事前措置体制の整備
- 複合災害対策体制の整備

4 市民の防災活動の促進

- 防災知識の普及啓発
- 防災訓練の効果的実施
- 自主防災組織の育成強化
- 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
- 防災ボランティアの育成強化
- 企業防災の促進
- 要配慮者の安全確保



第3部 津波災害応急対策

1 活動体制の確立

災害応急対策を効果的に実施するため、市は応急活動体制を確立し、また、地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制の確立について定めています。

- 応急活動体制の確立【別紙：災害警戒本部・災害対策本部】
- 情報伝達体制の確立
- 災害救助法の適用及び運用
- 広域応援体制
- 自衛隊の災害派遣
- 技術者、技能者及び労働者の確保
- ボランティアとの連携
- 災害警備体制



2 初動期の応急対策

発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を推進します。

- 津波警報等及び津波情報等の収集・伝達
- 災害情報・被害情報の収集・伝達
- 広報
- 消防活動
- 危険物の保安対策
- 水防・土砂災害等の防止対策
- 避難の勧告・指示、誘導
- 救助・救急
- 交通確保・規制
- 緊急輸送
- 医療・助産・メンタルケア
- 要配慮者への緊急支援

3 事態安定期の応急対策

状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施し、また、大規模な地震災害時には、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などの事態安定期の応急対策について定めています。

- | | | |
|----------------------|---------------|---------|
| ○避難所の運営【別紙：避難場所等】 | ○食料の供給 | ○応急給水 |
| ○生活必需品の給与 | ○感染症予防対策 | ○動物保護対策 |
| ○し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 | | |
| ○行方不明者の捜索、遺体の処理等 | ○住宅の供給確保 | ○文教対策 |
| ○義援物資等の取扱 | ○農林水産業災害の応急対策 | |



4 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上水道、農業集落排水施設、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び鉄道等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、このような社会基盤の応急対策について定めています。

- | | | |
|-------------------|--------------|-------------|
| ○電力施設の応急対策 | ○ガス施設の応急対策 | ○上水道施設の応急対策 |
| ○農業集落排水施設の応急対策 | ○電気通信施設の応急対策 | |
| ○道路・河川等の公共施設の応急対策 | ○鉄道施設の応急対策 | |

第4部 津波災害復旧・復興

1 地域の復旧・復興の基本方針の決定

市は被災の状況、被災周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は津波災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて等、復旧・復興の基本的方向について定めています。

- | |
|---------------|
| ○被害状況による基本的方向 |
|---------------|



2 迅速な原状復旧の進め方

市は被災の状況、被災周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧について等、復旧・復興の基本的方向について定めています。

- | |
|----------|
| ○迅速な原状復旧 |
|----------|

3 計画的復興の進め方

市は被災の状況、被災周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、津波災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興について等、復旧・復興の基本的方向について定めています。

○計画的復興

4 被災者等の生活再建等の支援

市は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたるきめ細やかな支援について定めています。

○被災者等の生活再建等の支援

5 被災者への融資措置

市は、災害復旧のための融資措置として、被災者中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講じるとともに、あらゆる融資制度を活用する等、積極的な資金の融資計画について定めています。

○被災者への融資措置

○各種資金の貸付条件等



《資料編》

1 条例等

- 志布志市防災会議委員 ○志布志市防災会議条例
- 志布志市災害対策本部条例 ○志布志市災害対策本部設置規則

2 連絡体制

- 防災関係機関一覧

3 危険箇所等

- 河川危険箇所 ○海岸危険箇所 ○急傾斜地崩壊危険箇所
- 土石流危険渓流 ○山地災害危険箇所 ○土砂災害警戒区域指定箇所

4 消防団

- 消防分団

5 避難場所等

- 通常の避難場所（1次開設）
- 災害救助法が適用された場合等の追加避難場所（2次開設）
- 津波の際の避難場所（高台）
- 津波の際の緊急退避ビル（高台避難所までの時間がない場合の一時退避場所）
- ヘリコプターの発着場
- ドクターヘリ離着陸場所（ランデブーポイント）

6 施設等

- 要配慮者関連施設（土砂災害警戒区域内） ○火葬場

7 応援協定等

- 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定
- 鹿児島県消防相互応援協定
- 消防相互応援協定（宮崎県串間市）
- 志布志市における大規模な災害時の応援に関する協定書（九州地方整備局）
- 大規模災害時における応急対策に関する協定書（志布志市ふるさと協議会）
- 災害時の放送に関する協定書（特定非営利活動法人 志布志コミュニティ放送）
- 災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定（鹿児島県LPガス協会曾於支部）
- 災害復旧に関する覚書（九州電力株式会社鹿屋営業所）
- 災害時等における食糧等物資の供給協力に関する協定書（株式会社 エーコープ鹿児島、JR九州ドラッグイレブン 株式会社、株式会社 タイヨー、株式会社 南九州ファミリーマート、株式会社 ニシムタ）

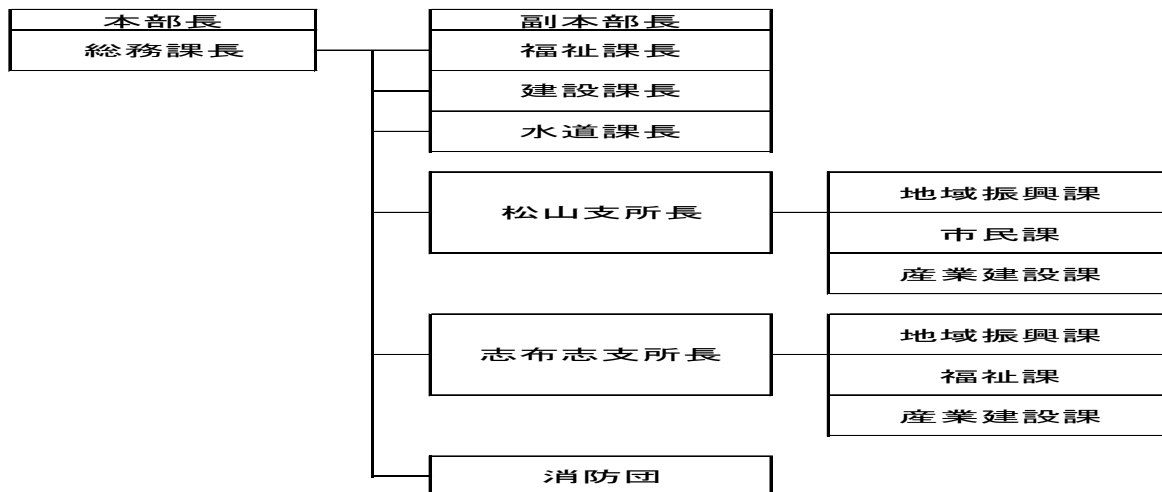
- 自然災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定（生活協同組合 コープかごしま）
- 災害時等における飲料水等物資の供給協力に関する協定書（株式会社 南日本飲料）
- 仮事務所施設利用に関する協定（志布志海上保安署）
- 災害における福祉避難所に関する協定書（社会福祉法人 欣生会、社会福祉法人 松山やっちく
会、社会福祉法人 隆愛会）

別紙

○避難指示等一覧（3類型）

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 （要配慮者避難）情報	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

○災害警戒本部組織



○災害対策本部組織

部名	部長	副部長	班名	班長	副班長	課・局
総務対策部	総務課長	財務課長 (財務班長兼務)	総務班	行政改革推進室長	総務課長補佐	総務課
			財務班	財務課長 (副総務対策部長兼務)	会計管理者	財務課 会計課
			広報班	情報管理課長	情報管理課長補佐	情報管理課
			商工班	港湾商工課長	企画政策課長	港湾商工課 観光特産品協会 企画政策課
民生対策部	福祉課長 (救助班長兼務)	保健課長 (救護班長兼務)	救助班	福祉課長 (民生対策部長兼務)	税務課長	福祉課 税務課
			救護班	保健課長 (民生対策副部長兼務)	保健課長補佐	保健課
			防疫班	市民環境課長	環境政策室長	市民環境課
農業対策部	農政課長 (農政班長兼務)	耕地林務水産課長 (耕地林務水産班長兼務)	農政班	農政課長 (農業対策部長兼務)	農政課長補佐	農政課
			畜産班	畜産課長	畜産課長補佐	畜産課
			耕地林務水産班	耕地林務水産課長 (農業対策副部長兼務)	耕地林務水産課長補佐	耕地林務水産課
土木対策部	建設課長 (土木水防班長兼務)	都市政策推進室長 (土木水防班長兼務)	土木水防班	建設課長 (土木水防対策部長兼務)	都市政策推進室長 (土木水防対策副部長兼務)	建設課
水道対策部	水道課長 (水道班長兼務)	水道課長補佐 (水道班長兼務)	水道班	水道課長 (水道対策部長兼務)	水道課長補佐 (水道対策副部長兼務)	水道課
公安消防対策部	消防団長	各方面隊長 (消防連絡班長兼務)	消防連絡班	各方面隊長 (公安消防対策副部長兼務)	各方面副隊長	
輸送対策部	議会事務局長 (輸送班長兼務)	議会事務局次長 (輸送班長兼務)	輸送班長	議会事務局長 (輸送対策部長兼務)	議会事務局次長 (輸送副部長兼務)	議会事務局 監査委員事務局
教育対策部	教育総務課長 (教育総務班長兼務)	生涯学習課長 (教育施設班長兼務)	教育総務班	教育総務課長 (教育対策部長兼務)	学校教育課長	教育総務課 学校教育課
			教育施設班	生涯学習課長 (教育対策副部長兼務)	生涯学習課長補佐	生涯学習課
			松山分室班	松山分室教育係長		教育分室
			有明分室班	有明分室教育係長		教育分室
松山支所対策部	松山支所長 (松山支所総務班長兼務) (現地災害対策本部長兼務)	市民課長 (松山支所民生班長兼務)	総務班	地域振興課長 (松山支所対策部長兼務)	地域振興課長補佐	地域振興課
			民生班	市民課長 (松山支所対策副部長兼務)	市民課長補佐	市民課
			農政土木水防班	産業建設課長	農業員会事務局長	産業建設課 農業委員会事務局
志布志支所対策部	志布志支所長 (志布志支所総務班長兼務) (現地災害対策本部長兼務)	志布志支所福祉課長 (志布志支所民生班長兼務)	総務班	地域振興課長 (志布志支所対策部長兼務)	地域振興課長補佐	地域振興課
			民生班	福祉課長 (志布志支所対策副部長兼務)	市民税務課長	市民税務課 福祉課
			農政土木水防班	産業建設課長	産業建設課長補佐	産業建設課

本部長
(市長)

副本部長
(副市長)
(教育長)

○避難場所等

・通常の避難場所（1次開設）

（備考欄に×となっている避難場所は、津波の場合は除く）

避難場所の名称	避難施設	所在地	施設の 状況	収容 人員	電話	備考
老人福祉センター	ホール	松山町新橋 268	鉄骨	200	487-2111	
やっちくふれあいセンター	母子指導室	松山町泰野 3410	鉄骨	1,000	481-4000	
尾野見地区公民館	ホール	松山町尾野見 44-3	鉄骨	200	487-8776	
志布志小学校	体育館	志布志町帖 6398	鉄筋	500	472-1358	×
潤ヶ野小学校	多目的教室	志布志町帖 10688	鉄筋	60	479-1314	
森山小学校	多目的教室	志布志町内之倉 1643	鉄筋	50	479-1616	
四浦小学校	集会室	志布志町内之倉 7185	鉄筋	75	479-1621	
田之浦中学校	体育館	志布志町田之浦 2018	鉄筋	200	479-1620	
出水中学校	体育館	志布志町内之倉 3500	鉄筋	200	479-1316	
香月地区公民館		志布志町志布志 3丁目 28番 6号	鉄筋	100	473-0321	×
安楽地区公民館		志布志町安楽 1781	鉄筋	100	472-3627	
帖五区農産研修センター		志布志町帖 4789	鉄骨	30	472-5650	
上田之浦山村研修センター		志布志町田之浦 1684-4	鉄骨	30		
八野地区農業構造センター		志布志町内之倉 4525	木造	50	479-2253	
志布志市文化会館		志布志町志布志 2238-1	鉄筋	500	472-3050	
志布志支所		志布志町志布志 2丁目 1番 1号	鉄筋	100	472-1111	×
夏井地区公民館		志布志町夏井 485	木造	60		×
伊崎田地区公民館		有明町伊崎田 8895	鉄筋	50	474-1510	
有明小学校	体育館	有明町野井倉 1182	鉄筋	500	474-0006	
通山小学校	体育館	有明町野井倉 8304-4	鉄筋	500	477-0555	×
蓬原小学校	体育館	有明町蓬原 815	鉄筋	500	475-0102	
野神小学校	体育館	有明町野神 3139	鉄筋	500	475-0002	
原田小学校	体育館	有明町原田 529-2	鉄筋	500	475-0004	
山重小学校	体育館	有明町山重 10873-2	鉄筋	500	475-0055	

・災害救助法が適用された場合等の追加避難場所（２次開設）

避難場所の名称	避難施設	所在地	施設の 状況	収容 人員	電話	備考
松山小学校	体育館	松山町新橋 1502	鉄筋	500	487-2004	
泰野小学校	体育館	松山町泰野 3743	鉄筋	500	487-8159	
尾野見小学校	体育館	松山町尾野見 36	鉄筋	500	487-8615	
松山中学校	体育館	松山町泰野 3870	鉄筋	500	487-8158	
香月小学校	体育館	志布志町安楽 188	鉄筋	500	472-0246	×
安楽小学校	体育館	志布志町安楽 1769	鉄筋	500	472-1426	
八野小学校	1年教室	志布志町内之倉 5450	鉄筋	100	479-1312	
志布志中学校	体育館	志布志町帖 3394	鉄筋	500	472-1357	
1丁田公民館		志布志町安楽 6142-19	木造	30		
潤ヶ野地区営農研修センター		志布志町内之倉 3453	鉄骨	30	479-1242	
旧老人憩いの家		志布志町帖 6571-9	鉄骨	30		
志布志健康ふれあいプラザ		志布志町志布志 3222-1	鉄筋	200	472-1800	×
志布志運動公園体育館		志布志町安楽 190-46	鉄筋	1,000	473-2551	×
志布志運動公園武道館		志布志町安楽 190-46	鉄筋	100	473-2551	×
伊崎田中学校	体育館	有明町伊崎田 8866	鉄筋	500	474-0623	
有明中学校	体育館	有明町野井倉 1582	鉄筋	500	474-0011	
宇都中学校	体育館	有明町原田 2256-1	鉄筋	500	475-0115	
有明総合体育館		有明町野井倉 1760	鉄筋	1,000	474-1670	
有明地区公民館		有明町野井倉 1756	鉄筋	500	474-1111	
川西地区公民館		有明町蓬原 2249	木造	30	475-1107	

・津波の際の避難場所（高台）

避難場所の名称	避難施設	所在地	施設の状況	収容人員	電話	備考
通山保育園	園庭等	有明町野井倉 8547 番地 1	鉄筋	300	474-1506	
尚志館高等学校	グラウンド・体育館等	志布志町安楽 6200 番地	鉄筋	1,000	472-1318	
安楽地区公民館		志布志町安楽 1750 番地 4	鉄筋	100	472-3627	
志布志市文化会館		志布志町志布志 2238 - 1	鉄筋	500	472-3050	
志布志中学校	体育館	志布志町帖 3394	鉄筋	500	472-1357	
双葉保育園	駐車場等	志布志町帖 6571 番地 15, 16	鉄筋	500	472-0544	
大山病院	駐車場等	志布志町夏井 1212-1	鉄筋	100	472-1400	

・津波の際の緊急退避ビル（高台避難所までの時間がない場合の一時退避場所）

避難場所の名称	避難施設	所在地	施設の状況	階数	電話	備考
プライム 30 香月	階段等	志布志町志布志 3-2-15	鉄筋	6	473-1000	
ホテル ポラリス	階段・屋上等	志布志町志布志 3-2-11	鉄筋	5	471-1200	
サンパーム志布志	階段等	志布志町志布志 3-17-31	鉄筋	5	472-5007	
チャオ天志館	階段・屋上等	志布志町志布志 2-17-21	鉄筋	6	471-1212	
ボンジョルノ天志館	階段・屋上等	志布志町志布志 2-17-6	鉄筋	6	471-1212	
ヴィラ志布志	階段等	志布志町志布志 2-16-16	鉄筋	7	472-5007	
志布志支所	階段・屋上等	志布志町志布志 2-1-1	鉄筋	5	472-1111	